



令和元年12月24日

嘉手納町議会
議長 徳里 直樹 殿

酒気帯び運転容疑による
逮捕事案に関する調査特別委員会
委員長 田仲 康榮



委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

別紙

1 調査事件

嘉手納町議会議員の酒気帯び運転容疑による逮捕事案

2 調査の経過

12月17日 第35回定例会にて調査特別委員会を設置。

12月17日 本会議終了後、第1回委員会招集。

基本の方針と今後のスケジュールを検討。次回委員会までに各々で調査研究することとした。

12月24日 第2回委員会招集。

県内飲酒運転検挙の実績、他自治体議会議員への処分の事例、沖縄県の一般公務員懲戒処分の指針を研究。委員の意見集約のうえ、委員会審査結果を下記のとおり決定。

3 調査の結果又は概要（意見）

12月24日の委員会にて、仲村一議員への辞職勧告決議を行うことを全会一致で決定したため、調査終了とする。

【委員の主な意見】

○飲酒運転等によって、会社員や公務員の場合は直ちに厳しい処分が下されている。町民の厳粛なる負託を受け、自らの行動を厳しく律し、率先して規範を示さなければならない立場にある議会議員が、このような事態を引き起こしている事案について町議会として行動を起こす必要がある。

○町民からも「議員を辞めさせなさい」「飲酒運転は言語道断、議員としてあるまじき行為である。即刻辞めていただきたい。」「どうなっているの民間だったらクビだよ」「まだ辞めないのか」との厳しい指摘が寄せられている。

○現職議会議員が酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕されたという事実は、起訴・不起訴の如何(いかん)によって何ら変わることろはない。このような事実からしてもその責任は極めて重く、これを免れることはできない。

以上の経緯から、仲村一議員が今回の行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人としての自らの責任を痛感し、速やかに議会議員辞職を求めるなどを、12月24日の委員会審議において全会一致で決定した。